

## 令和7年度入札監視委員会第3回定例会議

(資料の確認等は省略)

### ①土木部・××× 橋梁上部工事

#### ○委員

まず、1番目の案件につきまして、土木部からご説明をお願いします。

#### ○説明者

×××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

1件目の案件、×××課で発注いたしました橋梁上部工事について、「審議事案説明書」に基づきましてご説明させていただきます。

1ページをご覧いただきたいと思ひます。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、記載のとおり、05から始まる番号と、06から始まる番号、2本の合併での橋梁上部工事でございます。

工事種別は、鋼構造物工事。

工事場所につきましては、一級河川×××川、×××市×××地先でございます。4ページに位置図をつけさせていただいておりますので、併せてご参照いただければと思ひます。

×××川ですが、令和元年の東日本台風により、家屋の浸水被害が発生していることなどから、令和元年度から危機管理型ハード対策を実施しまして整備を進めており、令和6年度にこの橋梁架け替えを行ったものでございます。

5ページに、参考資料といたしまして、橋梁の一般図をつけさせていただいております。このうち、赤く着色しておりますところが今回の工事箇所、橋梁の上部の部分でございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事概要でございます。

橋梁上部工事（鋼単純合成鉄桁橋）1橋の製作工及び架設工ということで、クレーン架設1橋でございます。

橋長及び幅員は、記載のとおりでございます。

なお、「工事起工概要書」及び「工事数量総括表」は、14ページから18ページに記載のとおりでございます。

1ページから3ページにわたりまして、入札参加資格を記載してございます。

入札参加資格要件といたしまして、(1) 令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された鋼橋上部工の経営事項評価点が1,000点以上であること。

(2) といたしまして、日本国内において、鋼橋上部工事を元請として竣工したものの

うち、平成26年から令和6年までの直近10年間の期間に竣工した公共工事の実績があること。

また、(3)といたしまして、茨城県内において、鋼橋上部工事を元請として施工したもののうち、直近10年間で竣工した実績があること。または、鋼桁を製作する自社工場を有することとしてございます。

(4)につきましては、配置技術者の要件としております。①番から⑤番までの全ての要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できることとしております。

主な資格でございますが、①、②等にありますとおり、一級土木施工管理技士の資格を有する者であったり、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有しているといったことを規定させていただいております。

続きまして、(5)でございますが、その他の要件として、そのほかのいろいろな注意事項等を規定してございます。主なもので言いますと、配置予定の主任(監理)技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加資格を認めないことなどの注意事項をこちらに記載しているところでございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、一級河川×××川の改修に伴いまして架け替える橋梁において、上部工(鋼単純合成鋼桁)の製作及び架設を行うものであり、所定の安全管理、品質管理、また、工程の管理を的確に行うことを確保するために、施工業者の施工実績や施工経験等の技術力を確認できる総合評価方式、この場合は特別簡易型(Ⅱ)ということで入札を執行いたしました。

この資格要件のある応札可能業者数は、36者でございました。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては、資料28ページから29ページに記載のとおりとなっております。

次に、入札の経緯及び結果でございます。

令和6年6月6日に入札の公告を行いましたところ、2者から入札参加資格確認申請がございまして、参加資格を審査した結果、2者とも参加資格を満たしていることが認められました。

なお、入札公告につきましては、19ページから27ページに添付させていただいております。

次、少し飛びまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。

参加資格が認められた2者が入札いたしまして、6ページにありますとおり、令和6年7月2日に開札いたしました。

入札の結果が7ページでございます。

入札結果と価格以外の技術力等を総合的に評価しまして、評価値の一番高い者を落札者

としております。

その結果、×××と契約をしたものでございます。

予定価格は、中段より上に記載のとおり、税抜き 2 億 1, 128 万円。

これに対しまして、入札金額は、表の番号 1 の段になりますが、税抜きで 2 億 600 万円、評価点が 115. 0 点、これらを総合的に評価した評価値が 5. 582 となっております。

なお、各評価の内容につきましては、8 ページに詳細に記載してございます。

10 ページ、11 ページに変更契約の内容について記載してございます。

変更契約の内容でございますが、まず、10 ページのほうは、製作しました鋼製の橋梁の桁のうち、コンクリート床版との接触面がございまして、通常、そこは防錆塗装ではなく、鋼材そのものが耐候性となっているので、無塗装で現場に搬送して架設するのが一般的でございますが、今回、工場製作後に現場で架設するまでの間に、架設ヤードの借地交渉がまとまらずに、1 か月から 2 か月程度の遅れが懸念されたことから、錆の進行を極力抑えるため、防錆塗装を追加したことによるものでございます。

また、11 ページをご覧いただきたいと思いますが、架設ヤードの借地交渉がまとまらずに、架設のためのヤード計画を変更することになりました。当初とは異なる土地で、休耕田がございまして、その休耕田を借地して現場架設を行うこととなりましたことから、当初想定していた地耐力を満たすことができず、安全な施工に必要な敷鉄板による地盤養生対策に変更したことによる変更でございます。

こうした内容で契約を変更したものでございます。

次に、12 ページをご覧いただきたいと思います。

工事成績評定の結果でございます。

評定点は、下段の 5 に記載の 83. 4 点でございます。

最後に、13 ページでございます。

こちらは現場の状況写真でございますが、上段が着工前、下段が完成の写真となっております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

今のご説明につきまして、委員の皆様からご質問等ございましたら、お願いします。何かございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

契約の変更のことについてお伺いしたいのですが、2件あって、金額が合計で、結局、入札されたほかの業者の方よりも高くなっているということになりますので、そもそも今言われた変更の理由は入札の前に予見できなかったのか。県の発注課もちろんですが、受注しようとする方も予見できなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○説明者

借地契約もそうですが、当初、現場条件を鑑みて設計して、発注をしております。その中で、個別の事情によって状況が変わってしまったというのがあって、それに対応するために、こういったことで、やむなく変更する事項が出てきてしまったというのが、今回の2件の変更内容でございます。

○委員

発注者側の事情で変更した部分という意味ですか。

○説明者

そうですね。発注当時は、施工ヤードをある程度確保できるという条件で発注させていただいたので、我々の事情で、受注者が施工可能な条件が変わってしまったことによる変更になっております。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

今の変更の点に関してなのですが、この変更はやむを得なかったとして、その見積金額というか、増える金額は相当なのだというご判断はどういうところまでできるのでしょうか。相見積もりとか、ここだけ取り出してできたりするものなのか。

○説明者

まず、こうした錆防止の塗装をやることに関しては、県の歩掛かりとか、いろいろ定まったものがございまして、当初やらなかった予定のものを計上したという形になりますので、単価等も全て、こちらで決めているものでございます。

また、地耐力が足りなくて、借地に敷鉄板をたくさんやらなくてはならなくなったということに関しても、同様に、うちの施工単価を採用して、何枚分が必要になるということ、うちで設計して、その分を追加計上したということになります。

○委員

では、ほかの業者でやっていたとしても、同じ金額の評価になっただろうということですか。

○説明者

そのとおりでございます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにもございますか。

×××委員、お願いします。

○委員

今に関連してなのですが、要は、最初は、地耐力は十分に確保できる場所を想定されていたけれども、それができなくなって、結局、その分の工費が加算されたということになるのでしょうか。

○説明者

おっしゃるとおりでございます。もともと直近のボーリングデータがございましたので、そのボーリングデータを基に、同様のところの借地というか、施工ヤードの計画をやっていたのですが、そこが借りられなくなってしまったというところがあって、違うところでの架設計画になってしまったというのが今回のネックの部分でございます。

○委員

ありがとうございます。

何か追加でございますか。

今の点に関して、もともと予定していたところが借りられなくなったというのはどういった事情でしょうか。

○説明者

その事情までは把握していないのですが、基本的には空いている土地を借地するという事で、その前後の橋梁の下部工事もそこを使わせていただいてやっていたものですから、継続でやらせていただけるということで、下部工事の受注業者もそこでやらせていただいていたという状況もあります。そうした中で、多分個人的な事情だと思うのですが、その時期はちょっと困るということがあって、契約後に、では、反対側のところから架設という形にしなくてはならないかなという状況になってしまったというのが理由でございます。

○委員

もともと借りていたものも、県が主導して、そこを借りていたと思うのですが、そのときに、ここからここまで使うから、向こうの側については返してくださいという契約になっていたとかという話ではないのですね。

○説明者

はい。この契約については、発注した工事の中の借地契約、経費で契約していただくことになるので、県がそこを用意したかということ、そうではないということでした。

○委員

分かりました。

ほかに何かありますか。

すみません。もう一点、応札2者ということで、もともとの可能数に比べると、応札が少ないのかなと思うのですが、その点の要因について何かありますか。

○説明者

理由は不明なところがありますが、36者さん、それぞれの会社さんの事情というか、施工中の工事とか、いろいろあるかと思われま。それと同時に、技術者を専任で配置することになりますので、そういった手配のところでは時期がかみ合わなかったのかもしれないと推測しております。

○委員

ここでそういう議論をするのが正しいかどうか分からないですが、最近、技術者の数が足りない中で、今、耳にしている入札条件を満たせるところが大分少なくなっている可能性があるのではないかと、やっけて、前々から思っているのですが、現場として、例えば、そういうのが如実に感じられるから、その要件をどのように決めていくかという問題が次にあると思うのだけれども、緩和するとか、対策を取らなくてはいけないという話はないのですか。

○説明者

そこまでの話にはなっていないです。

○委員

ただ、ゆくゆくはなつて、結局、やれる人がどんどん減っていくことはもう見えているわけではないですか。この条件を維持していると、結局、入札が、今のように、36者ある中の2者しかできないが1者になり、いずれは手が挙がらないみたいな話になる可能性だって十分あるわけですね。すみません。それはここでやる話なのかどうかという問題はあるのでしょうか、深刻な問題ですね。ありがとうございます。

ほかになければ、このくらいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

## ②土木部・××× ×××ヒートポンプ更新工事

○委員

では、続きまして、2番目の事案について、同じ土木部の、今度、×××のほうですが、よろしくお願ひします。

○説明者

×××でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、審議事案②×××ヒートポンプ更新工事についてご説明させていただきます。

工事名は、第×××号の×××ヒートポンプ更新工事。

工事種別は、管工事で、総合評価方式による一般競争入札により落札者を決定してございます。

次に、工事概要をご説明いたしますので、2ページをご覧くださいと思います。

工事概要としましては、冷却能力1,005キロワットの空気熱源ヒートポンプユニット2台の更新、蓄熱槽蓄熱用の冷水ポンプ2台、温水ポンプ2台の更新、自動制御設備の更新一式、動力設備の更新1式となっております。

2ページ左下が県庁舎案内図、右上が建物配置図でございます。

ヒートポンプ本体は×××棟の地下に設置しており、×××棟、×××棟、×××棟、×××棟の空調に係る設備となっております。

右下の写真の右側が空気熱源ヒートポンプユニット本体、左側が空気熱交換器でございます。

ヒートポンプユニット本体は、冷房需要時季には冷水を、暖房需要時季には温水をつくらせて、庁舎内を循環させて空調を行う装置でございます。

空気熱交換器は、ヒートポンプユニット本体で冷水や温水をつくるために必要な熱を外気から取り込むための装置となっております。

3ページにつきましては、×××棟地下2階の機械室に設置されているヒートポンプユニット本体の図面で、左側が平面図、右側が断面図でございます。

続く4ページが、×××棟北西側に設置されている空気熱交換器の平面図及び断面図となります。

それでは、改めまして、1ページの「審議事案説明書」にお戻り願ひます。

工事概要までは説明いたしましたので、入札参加資格からご説明いたします。

主な入札参加資格としましては、県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があり、管工事の格付がA等級であること。

管工事について、年間平均完成工事高が予定価格（税抜き）以上の者であること。

過去20年以内に竣工した同種工事又は類似工事を元請として施工した実績があることとしております。

ここで、同種工事、類似工事についてご説明いたします。

この工事で扱う設備等を考慮いたしまして、同種工事は、冷却能力1,005キロワット以上の冷温熱源機器を含む冷熱源機器の新設又は更新工事の施工実績。

類似工事は、冷却能力28キロワット未満を除いた冷温熱源機器を含む冷熱源機器の新設

又は更新工事の施工実績としてございます。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、企業の施工実績など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札としております。

その理由は、施工の品質、安全確保に相応の技術力を必要とし、技術的能力と施工経験を有する業者を選定する必要があるためでございます。

先ほどご説明しました入札参加資格による応札可能業者数は、45者でございます。

契約金額は、税込みで5億3,460万円でございます。

続きまして、入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者は、5者ありました。

落札者は、×××でございます。

予定価格は、税抜きで5億1,870万円。

低入札の調査基準価格は、税抜きで4億7,720万円。

入札価格は、税抜きで4億8,600万円。

落札率は、93.69%でございます。

資料を少しめくっていただいて、5ページをご覧ください。入札結果に係る資料となります。

先ほどご説明したとおり、5者から応札があり、このうち、1者が予定価格超過で失格となつてございます。ほかの4者は、予定価格以下、調査基準価格以上、基準評価値以上であり、結果、評価値が2.273と最も高かった×××が落札者となつてございます。

続きまして、6ページが「総合評価方式に関する評価調書」でございます。

総合評価方式を適用するに当たっては、価格以外の評価項目として、「工事成績評定」、「企業の施工実績」などの7項目にて評価を行い、落札者を決定いたしました。

事後審査方式ですので、落札した×××のところだけ、一番右側、「発注者審査の有・無」が「有」という形になってございます。

左下のところに総合評価結果が記載されてございます。落札した×××の入札書記載金額が最も低く、技術評価点は最も高くなっております。

7ページが、契約内容の公表をしたものになります。

8ページが、変更契約内容の公表をしたものになります。

この変更契約につきましては、令和6年3月の労務単価特例措置により、増額変更を行っております。

9ページは、「工事成績評定通知書」でございます。

本工事の工期は、令和6年6月21日から令和7年3月15日までの268日間で、当初工期から延長することなく完成してございます。

また、完成検査は、令和7年3月24日に実施してございます。

続きまして、10ページが完成写真でございます。

上の写真が、行政棟地下2階の機械室内にあるヒートポンプ本体の室内ユニットでございます。手前の液晶パネルが点灯しているものがヒートポンプの制御盤、その後ろの縦型の円筒形タンクがオイルセパレーター、その右側、ヒートポンプユニットと書かれているものが水熱交換器となっております。

下の写真は、屋外に設置されている空気熱交換器でございます。

11ページから「工事起工概要書」、続く12ページから17ページが「工事費内訳」となっております。

18ページから29ページが入札公告資料となります。

このうち、28、29ページが、総合評価における評価項目及び評価基準でございます。

28ページの「地域内拠点の有無」については、工事箇所の存する地域、××管内に本店を有する場合は加点とする設定、次のページ、29ページ、キの「登録基幹技能者の配置」の項目では、冷凍空調基幹技能者を配置する場合は加点とする設定としてございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問があれば、どうぞお願いします。

すみません。私から。まず、今回の工事は、ヒートポンプの更新工事ということですが、前はいつ頃設置されたのでしょうか。

○説明者

この庁舎が建設されたのは平成10年で、11年の4月からこちらに移っています。年度で言うと、平成10年度に設置されたもので、そのままずっと使っていた状態になります。

○委員

ということは。

○説明者

25年ぐらい使用していたものです。

○委員

耐久性は大体それぐらいですか。

○説明者

国交省の官庁営繕更新計画によりますと、こういった設備の耐用年数は20年という設定をしておりますが、それ以上使っていて、さらに、令和3年3月に県で策定した××等施設長寿命化計画における××設備更新計画では、更新工事の順番になっていたということでございますので、それに基づいて、今回、更新工事を行ったということでございます。

○委員

そうすると、何か不具合があって、特にこうするのだというよりは、定期更新という形ですね。

○説明者

そうですね。こういう施設なものですから、不具合が起きる前に、適切に対応を取ったということでございます。

○委員

ちなみに、前回、それを請け負った業者さんは、今回の業者さんとは違う。

○説明者

×××と申します。

新設のときの業者さんとはまた違う業者さんでございます。

○委員

逆に、そこは、そごというか、違っていても、何の問題もないという理解でいいですかね。

○説明者

はい。

○委員

何かありますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

もし分かれば教えてほしいのですが、最後のほうで総合評価方式の得点についてご説明いただいて、「登録基幹技能者の配置」のところ点数にされていますね。違う案件では、技術者が足りないので、応札する会社が少なくて困っているといった感じで話があったのですが、配置しないと応札できないというよりは。

○説明者

そういう条件ではなくて。

○委員

だから、こっちのほうが緩いかなと思ったのです。そうすることで、逆に、応札する会社が増える効果を狙っていらっしゃると思うのですが、その辺はどうなのかということと、この1点がつくか、つかないかというのは入札にどのくらい有利に働くのか。金額と点数の総合的な評価と聞いていますが、どのくらい安く設定すれば、この1点を超えられるのかということについて、何かあるのでしょうか。いや、1点と決められた基準のようなどころに関係するのかなと思うのですが、ちょっと難しいですかね。

○説明者

1点当たりの金額は、こちらの予定価格に合わせて計算されると思うので、それが一概にどうこうという形ではないのですが、例えば、札を入れていただいた業者自体、金額に

あまり差がないときは、この1点も重要になってきます。ただ、それを参加条件の中に入れてしまうと、どうしても入ってくる業者自体が少なくなってしまうおそれがありますので、要は、技術力を持った方をつけていただけることは、工事の質が高くなるということなので、それについては、点数を上げて評価してあげようといった形のスタンスで、私どもは参加条件を決めてございます。

○委員

参加条件にされているというのは、逆に、そういう方がいらっしゃらないと、工事の品質を保てないというご判断ということですかね。

○説明者

品質を。

○委員

今回は違いますが、どうなのですかね。

○説明者

品質が上がるというか、確実に becoming くるといえますか。

○委員

そうですね。より望ましい方向にするということですね。

○説明者

そうですね。

○委員

いや、応札者が増える方向に行くとする、そういうやり方もあるのかなと思って伺いました。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

今のと同じ質問なのですが、登録基幹技能者というのは、どういった技能を持っている人なのかということと、こういう設備的な工事を発注するときには、この項目は比較的に入っていていらっしゃるのかということと、今回、5者応札のうち、×××さんのみ配置者がいる。そこが1点なのは×××のみですよね。ほかはゼロということなので、割とレアな資格なのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○説明者

登録基幹技能者ですが、空調工事ですので、冷媒を運ぶ管などの施工をする作業に技能を持っている方です。

○委員

そういう技能者というくくりがあるのですね。

○説明者

はい。そういう空調工事におきましては、そういった技能をお持ちの方の作業によれば、よりロスがなくできるのではないかと期待しまして、評価の対象としています。

○委員

この技能者の数は少ないということですか。×××さんしかいないではないですか。

○説明者

その技能者をどこの業者さんが持っているかというのは、この場では資料を持ち合わせていません。

○委員

今回はたまたまだったということですかね。

○説明者

そうですね。入札時に、配置しますという形で手を挙げていただいたのはそこだけだったということです。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。いずれにしても、先ほどの1件目と同じで、できる人が限られるのか、そうではないのかによって、様相も大分変わってくるということもありますので、引き続き、そのあたりはよく注視していただいて、発注者側としてもこれから先を見据えてやっていかなくてはいけないのかなと思うので、その点はお願いしたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。

### ③農林水産部・××× 用水付帯工事

○委員

では、準備ができましたら、続きまして、農林水産部さんからお願いします。

○説明者

県×××でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

まず、今回の工事地区の概要について説明させていただきます。

資料2ページの位置図をご覧ください。

××× 2期地区は、一級河川×××川から取水し、ピンクで着色された×××の約670ヘクタールの農地へ農業用水を供給するための用水機場や用水路等を更新する事業を実施しているところです。

今回の工事におきましては、そのうちの約57ヘクタールに用水を供給する第2用水機場の調整池を更新する工事になります。

×××川から取水した用水は、まず、×××機場からポンプで圧送により、青の破線で記した幹線用水路を経由して第2用水機場に送水されます。送水された用水は、今回の工事で更新する調整池に貯留され、ポンプにより再度加圧されて各水田に送られます。

この調整池は、昭和47年度から57年度にかけて行われた県営圃場整備事業により造成され、造成後、約50年が経過しており、老朽化が進んでいることから、今回、更新工事を実施しているところです。

資料3ページをご覧ください。

図面の赤線部分が本工事で更新する調整池でございます。一方、青線部分が既存の調整池でございます。

既存の調整池は、吐出槽と吸水槽の2つに分かれており、規模が小さく、一度にためておける用水量が少なかったため、今回の更新に合わせて、吐出槽と吸水槽を一体化して、調整池の規模を拡大しています。

6ページをご覧ください。

左側が更新前の吐出槽、吸水槽の写真になります。×××川から取水した水が写真①の吐出槽まで送水され、コンクリート管でつながっている写真②の吸水槽から、建屋の中にあるポンプで用水をくみ上げ、水田へと圧送いたします。

右側は施工中の写真です。

③の写真をご覧ください。

手前側のコンクリート構造物は、余分な用水を排水路へ排水する余水吐、奥側のコンクリート構造物は、建屋の中にあるポンプの吸水管が設置される吸水槽の部分です。

更新後の調整池は、これらコンクリート構造物と鋼矢板により形成され、更新後は、これまでより、より貯水できる水量を確保できることになりました。

なお、鋼矢板部分には、今後、笠コンクリートが施工される予定になっています。

参考までに、7ページにグリーンで写真の撮影箇所を示した資料を添付しております。

工事の概要は以上になりまして、資料の1ページにお戻りいただきまして、入札内容について説明させていただきます。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、×××、かんがい排水事業、×××地区、用水付帯工事となります。

工事種別は、土木一式工事。

工事場所は、×××地内となっています。

工事概要としましては、長さ14.63メートル、幅4.88メートル、高さ1.75メートルの調整池工1か所でございます。

入札参加資格については、4点ほど条件を付しております。

1点目は、土木一式工事について、令和5・6年度の茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がS又はA等級であること。

2点目といたしまして、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに茨城県内において、国、地方公共団体、独立行政法人等が発注した同種又は類似工事を元請として施工し、竣工した実績があること。

なお、同種工事につきましては、機場工事、又は調整池（ファームポンド）工事、類似工事につきましては、樋門・樋管工事、又は取水堰工事、又は橋梁下部工事としております。

3点目といたしまして、配置する技術者につきましては、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する主任又は監理技術者を専任配置できることとしております。

最後に、4点目としまして、×××管内のうち、×××に建設業法に基づく主たる営業所又は本店があることとしております。

その結果、応札可能業者数としましては、36者となっております。

契約金額は、税込みで4,653万円でございます。

入札の結果ですが、入札参加者は1者。

落札者は、×××でございます。

予定価格は、税抜き4,270万円。

最低制限価格は、3,874万円。

入札金額は、4,230万円で、落札率は、99.1%でございました。

2ページ以降は添付資料になります。

4ページに「入札書取書」をつけました。

令和6年9月24日に公告を行いましたところ、1者から参加資格の確認申請がございました。参加資格を確認した結果、参加資格を有していることを確認しまして、その1者が入札に参加しております。

5ページが「契約内容の公表」になります。

本工事はまだ実施中ということもあり、計画変更についてはまだ実施しておりません。

8ページが「工事起工概要書」、9ページから18ページまでが「積算内訳」、19ページから33ページまでが「入札公告」の写しでございます。

説明としては以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員

ありがとうございました。

それでは、この点につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

こちらの工事を行うことで貯水量が増えたということで、工事前と工事後に貯水量がどれぐらい違うものなのかということと、入札参加者1名ということなのですが、1名になってしまった理由はどのように考えるかをお教えください。

○説明者

2点、ご質問いただいたかと思えます。

まず、更新前と更新後で貯水量がどれぐらい上がっているのかということで、更新前に比べて7倍ぐらい溜められるようになりました。最初のポンプから送ってきて、またもう一回送るというのもあって、用水を送るに当たって、ある程度余裕があったほうが支障がなくなるということで、便利になったのかなと思っています。

あと、1者応札につきましては、入札しなかった人に理由を聞くわけではないので、推察になってしまうのですが、この工事は、先ほど工事概要のところの説明させていただいたとおり、鋼矢板という鋼材を使う。また、受注してから作り始めるような管になりますので、そういった手配に時間がかかったり、鋼材につきましては、最近、値上がりしていることもあって、そういったリスクがある資材を使うところに、入札に参加するのは難しいかなと感じた方がいらっしゃるのかなと思っています。また、今回、コンクリート構造物もありまして、コンクリート構造物につきましては、現場打ちということもあって、下請等の技術者の確保なども難しかったのかなと思っています。

○委員

ありがとうございます。技術者の確保が難しかったというのは、そもそも人数が少なくなっているという意味合いでしょうか。

○説明者

そうですね。建設業界的に、下請も含めて、現場打ちの型枠工や鉄筋を組む鉄筋工などが減ってきているとお聞きしてしまっていて、そういった意味で、二次製品を使う工事、工場で作ったコンクリート製品を使う工事が増えてきているかなと思っているのですが、今回の工事のコンクリートはオーダーメイドということもあって、現場打ちになってしまうところもあって、避けられたのかなと思っています。

○委員

先ほどご説明いただいた1者応札の推察なのですが、こういったかんがい排水事業はどれぐらいの頻度で行われるものなのか、よく分からないので教えていただきたいのですが。

○説明者

県内各地で実施してはいるのですが、多いかと言われると、そうでもなくて、うちの管内だと、この地区ともう一地区ぐらいやっている程度で、工事のロットとして頻繁にあるものではないというのが現状です。

○委員

ありがとうございます。そうすると、もう一つぐらいやっていらっしゃるところも1者応札になってしまっているような状況なのでしょうか。

○説明者

今、手元にデータがないのですが、同じかんがい排水事業と言っても、先ほど工事概要で説明させていただいたとおり、機場を直したりする工事は、コンクリート工事もありながら、中のポンプの設備の工事、また、送水するための送水管の工事、いろいろな工種があって、毎回、同じ工種をやっているということではないです。もう一個の地区のほうは水路の工事を実施しているところです。なので、もし1者応札だとしても、この工事と同じ理由とは限らないかなと思っています。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかに。

では、×××委員。

○委員

ありがとうございます。最後のほうで、工事がまだ続いているとおっしゃったと思うのですが、工期は去年の3月になっているのですが。

○説明者

入札の公告ではそうなっていて、その後、工期延期をしていますので、その契約変更はしています。

○委員

契約変更されているのですか。

○説明者

そうです。工期延長だけの契約変更をしています。

○委員

それはここに出ていなくていいのですか。

○説明者

書く欄はないので、添付資料につけるべきだったと思います。申し訳ないです。

○委員

工期を延長された理由は何なのですか。

○説明者

先ほどお話した鋼矢板や管などの資材の搬入が間に合わなかったり、この施設を使いながら工事を進めていることもあって、農業用水を使用する期間、4月から9月は工事ができないというのがあって、次年度の今、冬に工事を施工している形になっています。

○委員

単純に延長されているのではなくて、期間が飛ぶのですね。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

その扱いについては、事務局でも、これから先、今回みたいな事例が出たときに、値段ではなくてというところについてまでどうするかというのを検討していただくことにしたいと思います。

ほかに何かございますか。

素朴な疑問なのですが、先ほど、今回のかんがいの更新によって、貯水量が7倍になるというお話だったかと思うのですがけれども、そもそも実績や実情として、7倍規模のものが必要なのか、それとも、それは少し余力を持って見ているのか、そのあたりはどんな感じなのか。

○説明者

7倍になったというのは、昔の基準ではなく、今の基準にしたところ、それだけ必要ということになりました。

量的なものなのですが、調整池の貯水量が7倍に増えたからといって、現場の圃場の田んぼに着く量が7倍に増えるわけではなくて、元口の×××機場というところから取る水の量は基本的には同じ量で、その先で使うところの時間差を調整するための調整池という意味になっていて、時間差の息継ぎで、汲めない時間などがなくなりますよという意味合いで、実際、そういう息継ぎで苦しんでいるという実情があったと聞いていますので、そういった被害というか、水田に水が来ないということは減るのかなと思っています。

○委員

この地域は、大規模な農家を推進してやっていくような地域なのですかね。

○説明者

はい。これは県の事業で、公共工事とは違いますが、メガファーム、100町歩規模の担い手さんをどんどん育成していこうという事業を進めている地区になりますので、そういった意味からも、水田の用水の安定供給は求められているものかなと思っています。

○委員

要するに、この工事は実情に合った形で行われていて、要請や、これから先の展望がある中でやられているという理解でいいということですね。

○説明者

そのとおりです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

大丈夫ですか。

では、どうもご説明ありがとうございました。

#### ④土木部・××× 河川改修工事（その2）

○委員

では、準備ができましたら、続きまして、土木部・×××、よろしく願いいたします。

○説明者

×××でございます。本日はよろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

まず、最初に工事箇所でございます。3ページの位置図をご覧ください。

赤く囲いました箇所が今回の工事箇所で、県が管理する一級河川の×××川、×××地先におきまして、河川改修工事を実施したものでございます。

田川では、平成27年の関東・東北豪雨の際に、流域で大規模な浸水被害が生じておりまして、これを契機として、台風や大雨による洪水被害を軽減するために、国が実施する×××川接続部の水門整備と併せて、県が×××川の堤防整備や河道拡幅工事を実施しているところでございます。

×××川の事業区間は、延長が4.5キロメートルありまして、延長が長いことから、下流からJR×××線までの2.3キロメートルの区間の整備を優先的に進めております。

また、水門は国で整備を進めており、今年度完成し、既に運用しているところでございます。

なお、事業の進捗率は、事業費ベースで、令和6年度末時点でございますが、約40%となっております。

1ページの「審議事案説明書」をご覧ください。

入札方式でございますが、総合評価方式を用いた一般競争入札となっております。

工事名につきましては、05国補河改第×××号、河川改修工事（その2）でございます。

工事種別につきましては、土木一式工事となっております。

工事場所につきましては、一級河川×××川、×××地先でございます。

工事概要でございますが、4ページの計画平面図を併せてご覧ください。

下流に向かって右側堤防、赤で着色した範囲、工事延長約50メートルでございます。この箇所において、掘削工2,560m<sup>3</sup>、接続ブロック張656m<sup>2</sup>、植生工（張芝）80m<sup>2</sup>、仮設工一式となっております。

12ページをご覧ください。

横断図にて工事内容をご説明いたします。

桃色で示した接続ブロックを設置するために、茶色のハッチング箇所を掘削します。その際、河川の水が施工の妨げになるため、緑色でお示しした仮設の鋼矢板を建て込んで締切りし、水を排除しながら接続ブロックを設置し、併せて川を掘り広げております。

次に、入札参加資格でございます。もう一度、1ページの「審議事案説明書」をご覧ください。

1点目が、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS又はA等級であること。

2点目が、県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種又は類似工事について、元請として過去10年間に施工した実績があることとしております。

同種工事とは、面積が600m<sup>2</sup>以上の護岸工（植生工を除く）を含む河川工事としております。

類似工事は、同種工事以外の河川護岸工事（植生工を除く）とする。（施工規模は問わない）としております。

3点目が、建設業法に規定する主任又は監理技術者を専任で配置できること。

4点目が、建設業法に基づく主たる営業所（本店）が、×××にあることとしております。

以上、4つの条件を付しております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由と入札の経緯及び結果を併せてご説明させていただきます。

6ページの「総合評価方式に関する評価調書」をご覧ください。

今回の工事の現場条件といたしまして、渇水期でも比較的水量が多く、流れもある河川において、およそ川を中心付近に鋼矢板を建て込み、仮締切りをしながら掘削し、護岸を構築する工事であります。このため、適切な安全確保や工程管理など施工能力を求めることとしておりまして、受注者の実績や技術力など、価格以外の要素を含めた落札者を決定する総合評価方式を実施しております。

再度、「審議事案説明書」2ページへお戻りください。

護岸工事としては工事規模が大きいことから、格付はS又はA等級とし、先ほどの同種工事又は類似工事の実績がある業者としております。

また、複数の同一工種の工事を同時期に発注することから、とりおりとしております。その結果、先に落札決定する2者を除いて、応札可能者数としては32者となっております。

契約金額といたしましては、6,875万円となります。

6ページの「総合評価方式に関する評価調書」をご覧ください。

入札公告を行いましたところ、6者からの入札参加資格申請があり、資格等を確認した結果、6者全てが入札参加資格を有していることを確認し、とりおりの結果、入札が無効となった2者を除いた4者が入札に参加しております。

今回は3,000万円以上の工事となりますことから、特別簡易Ⅱ型を採用しております。

上から2段目の【落札者決定基準】において、「災害協定に基づく地域貢献の実績」や「登録基幹技能者の配置」など、価格以外の評価項目を評価することとしておりまして、118.5点を満点として評価しております。

この結果、4者のうち、116点が最高点となっております。また、その下段にありますが、入札金額で最も低い価格が6,250万円で行いました。先ほどの評価点と入札価格による総合評価を行いまして、評価値1.816と一番高いxxxを落札者として決定いたしました。

落札率でございますが、95.0%でございます。

契約内容は、7ページの「契約内容の公表」に示すとおりとなっております。

続きまして、8ページと9ページをご覧ください。

「変更契約内容の公表」でございますが、計2回の金額変更を行っております。

1回目の変更は、本工事がICT活用促進の対象工事であり、受注者と協議した結果、3次元起工測量、3次元設計データ作成を実施することとなったため、これに要する業務一式を追加し、188万1,000円の増額変更を行いました。

2回目の変更は、仮締切りの鋼矢板を打設後、鋼矢板の接合部からの漏水や、根入れ部分の下側から回り込む浸入水が発生し、これに対応するため、排水ポンプの設置箇所の追加、常時排水とするなどの必要が生じたため、その結果、215万6,000円の増額変更となっております。

最後に、工事成績評定でございますが、恐れ入りますが、13ページをご覧ください。

工事検査の結果、評定点は、81.2点となっております。

次の14ページに着工前と完成後の写真を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からのご質問を受けたいと思います。何かございますでしょうか

か。

では、×××委員、お願いします。

○委員

契約変更の中で、ICTの活用で3次元の測量データなどがありますが、これは連続する事業で、それぞれの事業にも同じように、こういう契約変更で加算されるようなことがされているのかどうかというのと、この事業は活用する対象だという説明があったのですが、けれども、だとすれば、最初からそれを見込んだ発注もあったのかなと思ったのですが、そのあたりについてお聞かせください。

○説明者

ICT活用促進工事の対象工事として発注しておりますが、施工する土量などの規模に応じて、ICTを使うかどうかの区分けがございます。今回の工事は、土工について3,000m<sup>3</sup>以下ということで、希望があれば、ICTの測量をやることをできることを特記仕様書にうたっております。契約後に受注者さんから、ぜひICTをやりたいという申し出がありましたので、協議の結果、その分を追加変更しているという流れになっています。

一方で、土工が大きな、もっとボリュームのある5,000m<sup>3</sup>以上の工事で発注者指定型というのがありまして、そういう場合には、最初からそれを義務づけて発注する場合がありますが、今回の対象工事は、そういった関係で、受注者の希望によって、やる、やらないを協議によって決めるという内容になっています。

○委員

何か追加で質問がありますか。

○委員

分からない。理解が追いつかないのですが、県としては、そういうことを進めていきたいということであるならば、考え方として、それを推奨していくような、あるいは、協議と言っていますけれども、そういう経験を積ませるような方策もあるのですね。

○説明者

そうですね。ICTについては、基本的には全ての工事において促進していこうという県としての取組をしております。その中で、全ての工事が必ずやらなくてはならないということになりますと、小規模な工事や受注者さんの体制によって、ちょっと厳しいというときもございますので、そこは受注者と発注者で、できるだけそういった活用をしてほしいという協議の中で決めていくというパターンと、大きい工事にすれば、最初からそれを指定していくというやり方があって、その辺は今、段階的に分けながら広めていくということでございます。

○委員

分かりました。

○委員

今に関連して、この追加の工事の値段については、業者が言ったままなのですか。それともこちらで積算して出している金額なのですか。

○説明者

基本的には、この協議が整った場合には、受注者からの見積りを取って、それで価格が決まっております。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

では、×××委員、お願いします。

○委員

変更理由のところですが、3次元で測量すると土量が変わったというのは、今後、発注者側も3次元のものを入れなくてはいけないのではないかという感じがしてきたのですが、その辺については何かお考えがありますか。今回はお値段が下がる方向、土量が少ないという結果が出ていますが、場合によっては変わりますよね。増える方向になると思います。

○説明者

そうですね。今回の発注案件につきましては、測量した時点がかなり前で、平成28年度に測量したデータを基に発注いたしました。その後、河川ということもあるのですが、現況が変化したということもございまして、施工直前に計測してみたら、差が大きく出てしまったという経緯でございます。

○委員

実際、契約を結んで、詳細な測量をすると、多分土量が違うだろうということは最初から予想されていたということですか。

○説明者

結果的に、地形が変わっていたという形になってしまったのですが、当初、設計の段階では、発注に使用した測量結果が土量算出するデータとなりますので、基本的にはその土量で問題ないだろうという判断です。

○委員

問題ないだろうというのは、平成28年のデータだけれども、それほど古くなくて、変わっていないだろうと考えられたということですね。

○説明者

こちらの工事は令和4年度から本格着手ということで、その前段階で測量と設計を行い、これを基に用地買収という形で準備しているのです、その時間的な経緯を踏まえすと、平成28年度の時点で一度、測量と設計をやりまして、用地を取得して4年度から工事に着手している流れでございます。通常、既存データがあるにもかかわらず工事着手前に再度、実測をかけて測量し直して、土量を量ることは業務として行っておりません。今回はたまたま、ICTの取組があったので、レーザースキャナーを用いた測量をやるものですから、事前に土量が増減した事態が判明したということです。

○委員

ICT測量が正確で、事前の測量が不正確と申し上げているのではなくて、先ほど言われたように、河川は日々地形が変わりますので、どの程度前のデータだと、発注して多少変更があっても、発注金額はそれほど変わらないという見込みでやられているのかということをお伺いしたかったのです。

○説明者

測量した時点から後に、現地に積んであった仮置きされていた土砂を搬出して移動したとか、測定した段階での地形そのものが変わっていたという状況もありまして、土量が増減しているといった事態です。

○委員

いや、古いと言うといけませんが、直近の測量結果で発注するときに、厳密には違うだろうけれども、計画変更をやるとしても、そんなに変更はないだろうという見込みでやられているならよろしいのではないかと思ったのです。直前に一々、何回も測量し直してやることはあまり合理的ではないと思いますが、そういうことでよろしいですかねという。

○説明者

そのとおりです。

○委員

その後、地盤が軟弱だったので、敷鉄板を増やすこともあって、これはボーリングデータがなかったからしょうがないということかもしれませんが、最後の水が出てくるというのはちょっと解せないのですけれども、これは想定されていない何か特別な事情などがあったのでしょうか。

○説明者

そうです。当初の設計の中では、仮締切りをして、工事施工中、ポンプで水を排水しながら施工するというやり方で発注しています。一般的にはそういう形なのですが、実際、

現場に入ったところ、河床といいますか、川の下地層にもよるのですけれども、鋼矢板の下から水が回り込んで、水位がかなり上がってしまう。そのままの状況ですと整備が滞ってしまうということで、ポンプを追加したり、常時排水に変更したりといった変更内容で現場は動かしたということです。

○委員

矢板の長さを変えるとかというのはちょっと大仰過ぎて。

○説明者

変更ですか。

○委員

そう。水が出てくるので、矢板を打ち直して、もっと深いところまで打てば、ある程度は。というよりは、ポンプで常時排水のほうが良いということですか。

○説明者

そうですね。矢板自体の仮設は費用的にかなりかかるものですから、ポンプをもうちょっと増強したほうがコスト的にもいいだろうということで判断いたしました。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございました。

ほかになれば、よろしいですか。

では、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

#### ⑤教育庁・××× 実習棟屋上防水改修工事

○委員

それでは、続きまして、教育庁さん、よろしくお願ひいたします。

○説明者

私は×××と申します。こちらは×××でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

それでは、審議事案5番の×××実習棟屋上防水改修工事について説明させていただきます。

まず、当該工事の概要について説明させていただきます。

「審議事案説明書」の2ページをご覧ください。

当該工事は、赤く色塗りした本校実習棟の屋上防水を改修したものでございます。当該建物は、鉄筋コンクリート造3階建てで、平成6年、当時の商業科の生徒たちが授業や実習で使用する目的で新築されました。現在は、商業コースの生徒たちが同様に活用してお

り、建築から約32年が経過しております。その間、屋上防水に関して、部分的な修繕は何度か行ってきましたが、全面的な防水塗装は実施しておりませんでした。

3ページをご覧ください。

屋上の平面図になりますが、令和6年8月に実施いたしました建物定期点検で確認された箇所を赤字で示しています。防水層の破断や膨れ等が多数確認されました。また、3階の教室や階段下の天井では雨漏りの跡も見受けられ、老朽化が進んでいる状況でございました。したがって、建物の保全と生徒たちの安全確保のために、屋上の防水改修工事を実施いたしました。

1ページにお戻りください。

入札方式は、予定価格が1,000万円未満のため、指名競争入札で実施いたしました。

工事名は、実習棟屋上防水改修工事。

工事種別は、防水工事。

工事場所は、×××市×××、本校敷地内でございます。

工事概要としまして、まず、屋上防水層の破断や膨れなどが起きている不良部分を撤去し、下地処理を行いました。その後、ウレタン塗膜防水を全面に施工し、防水性能を回復させる改修を行いました。

指名業者数は、12者でございます。

次に、指名業者選定の経緯及び理由でございます。4ページをご覧ください。

防水工事の入札参加資格を有した業者のうち、×××管内から該当しました6者全てを選定し、次に、隣接する×××管内から、総合点数の高い順に6者を選定いたしました。

1ページにお戻りください。

契約金額は、税込み880万円でございます。

入札の経緯及び結果についてですが、前日までに2者より辞退届が提出されたため、10者が参加し、落札者は、×××となりました。

予定価格は、税抜き813万円。

最低制限価格は、税抜き735万円。

入札金額は、税抜き800万円。

落札率は、98.4%でございました。

5ページに「入札書取書」、6ページに「契約内容の公表」を添付しております。

7ページをご覧ください。「工事完成検査調書」でございます。

令和7年5月30日に工事完成通知書を受け、令和7年6月4日に完了検査を行いました。

8ページ、9ページは、着工前と完成後の写真でございます。

次に、10ページから12ページは、「工事起工概要書」となります。

以上が審議事案の説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ご質問のある方がいらっしゃいましたら、お願いします。

では、お願いします。

○委員

通常、こういう防水被膜は何年ぐらいもつのか。つまり、前回はいつやられたのかということと。

○説明者

防水は10年から15年が耐用年数と言われておりまして、前回は、穴が空いていたり、めくれているところなど、部分、部分でしか修理していなくて、全体的に破けていたり、穴が空いていたり、天井が雨漏りでかびていたりというのがずっと続いていまして、やっと全面塗装できたのが、築30年たった今回だったという状態です。

○委員

初めてですか。

○説明者

はい、全面やったのは。

○委員

ひびが入ったところや、穴が空いて、めくれたところだけ部分的に補修しても、雨漏りは防げないのですか。

○説明者

部分、部分ではやっていたのです。でも、ひどいところだけを直していたので、こっち側でちょっと穴が空いていたのがどんどん次の穴にということで、うちのほかの建物も雨漏りがしてまして、結局、予算の問題で、部分、部分しか直せなかったのです。やっと今回、全面できたという次第です。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ちなみに、例えば、こういう工事のやり方、方法などは誰が決めるというか、業者さんに見てもらって、提案を受けてやるという感じなのですか。それとも学校や教育庁で、この方式でやりなさいと指定する感じなのですか。

○説明者

防水の種類は大体4種類あると聞きまして、ほかのものだとどうなのか、現場に見に来てもらった業者さんに問い合わせたのです。そうすると、今、主流なのがウレタン防水塗膜塗装で、ほかのものでと手間がかかって時間がかかるとか、コストがかかるということで、一番いいのが、今回選んだウレタン塗膜塗装と判断しまして、それでやってもらい

ました。

○委員

では、工法によって幾らかかるという見積書を比較された結果、これでやったということですか。

○説明者

見積りは取っていないのですが、そうだという話を聞きまして。

○委員

分かりました。

○委員

お金のかかるものは、意外と長もちするといったことはないのですか

○説明者

それも調べたのですが、どれも10年から15年、長くても20年あるかないかなので、それなら今のやりやすいのがいいということで。

○委員

分かりました。

○委員

ほかに何かご質問ありますか。

では、×××委員。

○委員

今の塗膜の種類の話ですが、既存は、この写真を見ると、シート防水というもので、幅2メートルぐらいのものを敷き詰めて、つなぎ目を重ねてというやり方ですよね。30年前ぐらいはこういうやり方が多かったと思いますが、最近、塗装屋さんから言われたとおっしゃるように、こういう場合は、ウレタン塗膜防水が主流になってきているだろうと思いますので、その選定そのものは、塗装さんが言われたままにということはおそらくとして、県の×××発注などでも、屋根の補修はウレタン塗膜防水が主流になっていると思います。

○委員

教えていただきまして、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

よろしいですかね。

では、以上になります。ありがとうございました。

#### ⑥企業局・××× 高架水槽漏水緊急修繕工事

○委員

では、よろしく申し上げます。

○説明者

企業局×××の×××でございます。よろしくお願ひいたします。

同席者の紹介をいたします。

×××です。

×××でございます。

よろしくお願ひいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の資料No.6についてご説明させていただきます。

まず、1 ページ目の「審議事案説明書」をご覧ください。

発注機関名は、企業局×××でございます。

入札方式は、随意契約でございます。

工事名は、鹿行上水修原第×××号でございます。高架水槽漏水緊急修繕工事となっております。

工事種別は、土木一式工事。

工事場所は、×××地内でございます。

工事概要になりますが、高架水槽の壁面漏水修繕工一式、上部笠木改修工一式でございます。

続きまして、随意契約の理由でございます。

×××地内の企業局×××浄水場の中にあります高架水槽の壁面から漏水が発生していることが職員の巡視により判明しました。

漏水（損傷）が拡大しますと、浄水場の送水、水道用水の供給に影響が出ることになりますことから、二次被害等の防止、また、上水の安定供給を図るために、緊急修繕工事を実施する必要がございました。

そのため、緊急の必要により、競争入札に付することができないというときになります。が、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定によりまして、令和6年度「漏水復旧等緊急工事の請負に係る協定書」を締結している指定業者のうち、現場近くに営業所があり、早急に復旧工事を実施できる体制が確保できるなど施工実績及び機動力がある者として、×××と随意契約をしたものでございます。

契約金額は、税込みで1,571万9,000円でございます。

資料の2 ページをご覧ください。施工箇所でございます。

地図の中ほどに赤丸で印がしてありますが、こちらが今回、緊急修繕工事を行った×××浄水場の場所となっております。

3 ページをご覧ください。×××浄水場の平面図でございます。

字がちょっと小さいのですが、下の方の赤い四角で囲ってある「洗浄タンク」と記載の

ある箇所に、今回、修繕工事を行った高架水槽が位置しております。

次、4ページ目と5ページ目には図面があると思いますが、高架水槽の修繕箇所を赤色で着色して示しております。

ここで、今回、緊急修繕工事を行った高架水槽の役割について、簡単に説明させていただきます。

浄水場の処理過程の中には、水に含まれる濁質、汚れを除去するろ過池という施設がございます。その施設の中には、砂や砂利などの汚れをこし取る「ろ材」と呼ばれるものが充填されていますが、ろ過池の運転を継続してまいりますと、このろ材に濁質や微生物の塊などの汚れが溜まってきてしまっ、目詰まりを起こして、ろ過効率が低下してきてまいります。そのろ過効率の低下したろ材は定期的に洗浄を行います。汚れをこし取る機能を維持することが、浄水場の運転継続には必要不可欠となっております。その洗浄水を供給するのが、今回、修繕を行った高架水槽の役割となっております。

今回の緊急修繕工事では、高架水槽の壁面から漏水していることが確認されたために、原因であるコンクリートのひび割れ箇所へ、注入剤（シール剤）と呼ばれる補修材を充填しまして、漏水している部分の補修を行うとともに、外壁の復旧と、屋上部分の「笠木」と呼ばれる場所の修繕も併せて行いました。

続きまして、6ページをご覧ください。

「随意契約の内容と相手の選定理由の公表」でございます。

次、7ページでございます。

当事務所が令和6年度に「漏水復旧等緊急工事の請負に係る協定書」を締結した指定業者25者の一覧表でございます。

今回の契約者は、8番目でございます×××でございます。

次、8ページをご覧ください。

「契約内容の公表」でございます。

その次、9ページでございます。

「変更契約内容の公表」でございます。

今回変更した理由でございますが、工事を請負ました業者に入ってもらった後に、足場を設置して、現状を詳細に確認してもらいましたところ、修繕の必要な箇所が新たに判明したために、増額の変更を行ったものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

「工事成績評定結果表」でございます。

評定点は、78.6点となっております。

続きまして、11ページになります。

こちらは、高架水槽の全景が分かるものと、漏水発生時の状況が確認できる写真でございます。

次の12ページは、着工前の状況と竣工時の写真でございます。

続きまして、13ページは、「工事起工概要書」となっております。

最後の14ページには、「工事数量総括表」が添付されてございます。

簡単であります、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員

ありがとうございました。

それでは、ご質問を受けたいと思います。ありますでしょうか。

では、×××委員。

○委員

今回の随意契約の理由としては、緊急の修繕工事だったというご説明なのですが、職員の方が巡視で発見した日時はいつだったのでしょうか。工期が7月10日から11月ですね。

○説明者

今回、工事を発注した日付が令和6年7月10日なのですが、この工事は緊急性がすごく高かったため、直近の前日か、その前日ぐらいだと思っておりますけれども、職員が巡視をしたところ、漏水していることが確認されて、重要な施設なので、すぐに工事を発注しなければいけないということで、業者3者ぐらいに電話をしたのですが、緊急に施工していただける業者は×××しかいなかったですし、緊急指定業者にも指定されている業者でありますので、すぐに頼んだという形になっております。

○委員

巡視で発見した2日後に工事を進められたということなのですね。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかにもございますか。

職員の方が巡視していて見つけたということなのですが、日々の定期点検などは行われていたのですか。

○説明者

×××の方々に運転管理をお願いしていて、×××の方々も1日2回、点検を行っているのですが、その時点では報告はなかったということで、職員も日々、時間を見て点検をしているのですが、職員の方がよく見ているので、漏水に気がついたという形になっております。

○委員

ごめんなさいね。言葉尻を捉えるようで大変申し訳ないのですが、11ページの写真を見ると、長期間にわたって垂れ流していないと分からないような気もするのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○説明者

委託の職員も点検をやっているのですが、建物の劣化具合などを点検する形で巡視しているわけではなくて、浄水場の機械が正常に動いているかどうか、ポンプが間違いなく動いているか、電気設備が異常を起こしていないかという巡視をやるついでに見てくれという形で頼んでいるので、建物の上の方まで詳しく見ていないので、漏水に気がつかなかったのかなというところで、職員の方がよくそれを見ていたという形になっております。

○委員

そうすると、定期点検的なところの対応で、いつからこういう状態で垂れ流しになっていたのかどうかというのはよく分からないという話ですね。

○説明者

そうですね。もしかしたら発見するまでに何日か経っていたのかもしれないです。汚れが付いていますので、そういう状況があったのかなというのはあります。あからさまに水がドーンと流れていけば、委託した点検の業者さんも気づいていたと思うのですが、漏水の量が少量で、伝って流れるくらいだったために気づいてもらえなかったのかなと感じております。

○委員

そうだとすると、今回のことを教訓にさせていただいて、巡視の体制や定期点検の項目などについて、今後、改善していかれる予定はありますか。

○説明者

こちらは、平成23年東日本大震災の際には液状化が起りまして、建物や浄水場の施設等にかなり打撃を受けた施設でございます。写真を見ても分かるように、今回の補修箇所以外にも、何箇所か、下の方にも補修している跡があるのですが、高い建物であったので、地震のときに揺らされてしまった後遺症が今も残っているので、この高架水槽は重要な施設なので、毎日、巡視はしているのですけれども、今後、定期的に巡視するときに、上の方もよく見上げてもらって、漏水の有無を確認してくださいという指示は出しております。

○委員

ありがとうございます。

では、×××委員。

○委員

建て替える予定はないのですか。

○説明者

ありません。

○委員

大丈夫なのですか。東日本大震災から15年ぐらい経って、漏水ですから、本当に相当な被害だと思うのですが、今回の補修で、建て替えしなくてもいいのですか。

○説明者

この建物自体は耐震化されていまして、建物自体は、また地震があっても、壊れるという懸念はないのですが、建て替えすると、お金がかなりかかりますので、補修しながら、何とかだましながら使っていくという形になっております。

○委員

構造的には問題ないけれども、水が漏れる程度にはちょっとひびが入っているという感じですか。

○説明者

そうです。

○委員

分かりました。分かりましたというか、気をつけてください。

○委員

ありがとうございます。

特にほかにはございませんか。

では、ないようなので、ここまでにしたいと思います。ありがとうございます。お疲れさまでした。

では、6番目まで終わりましたので、ここで休憩を取りたいと思います。20分までということにしたいと思いますので、よろしく願います。

[休 憩]

○委員

では、後半を始めていきたいと思います。

#### ⑦土木部・××× ×××橋橋梁修繕工事

○委員

後半は、土木部の×××からお願いしたいと思います。

○説明者

×××と申します。どうぞよろしく願います。着座にて失礼いたします。

No.7の×××橋橋梁修繕工事につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、資料の3ページの位置図をご覧ください。

工事場所は、主要地方道×××線、×××市×××地内でございます。

本路線は、×××道路や×××有料道路と×××港区や×××海岸等を結ぶ重要な道路で、×××港区の物流機能強化を担う4車線の道路でございます。

。

本橋梁は、本路線と高低差のある2つの県道、×××線、×××線を結ぶ×××港インターを構成するランプ橋でございます。

本工事の必要性につきましては、橋梁の定期点検におきまして、落橋防止装置周辺の断面欠損、橋台・橋脚・橋桁のひび割れ、歩道舗装の劣化や段差が生じていたなど、修繕の必要性が高いと診断されたことから、利用者の安全確保、交通安全の向上を図るため、修繕を行ったものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

まず、入札方式は、総合評価方式を用いた一般競争入札となっております。

工事名、工事種別、工事番号は、記載のとおりでございます。

次に、工事概要でございます。4～6ページの平面図を併せてご覧ください。

橋梁の修繕工事として、ひび割れ補修工と舗装打換え工を実施いたしました。

まず、ひび割れ補修は、1号及び4号ランプ橋のひび割れが生じた橋台・橋脚・橋桁に補修剤を注入し、強度を強化するものでございます。

また、舗装打換え工は、1号、4号、自転車・歩行者道の劣化したアスファルト舗装を新しい舗装にするものでございます。

次に、入札参加資格でございます。

県の建設工事入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事における格付がS又はA等級であること。

次に、過去10年間に国内で、橋梁補修工事、耐震補強工事、橋梁上部工事・下部工事について、元請や20%以上出資の共同企業体構成員としての施工実績があること。

次に、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

次に、建設業法に基づく主たる営業所（本店）が、×××にあることとしております。

続きまして、2ページをご覧ください。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、施工に当たって、交通管理者である高速道路警察隊等と連絡調整を適切に行うとともに、自転車・歩行者道橋の補修については、自転車や人の安全など、通行を確保する必要があり、適切な安全管理、品質管理等を行うことが求められます。このため、安全管理の徹底、品質出来高の確保の観点から、企業の施工実績や経験、技術力などを評価

の対象とし、入札価格以外の要素を含めた形で落札者を決定する総合評価方式を採用いたしました。

次に、契約金額につきましては、1,138万5,000円となります。

入札の経緯及び結果でございます。

入札参加者は、2者でございました。

落札者は、×××で、予定価格1,052万円に対し、落札額は、1,035万円、落札率は、98.4%でございます。

恐れ入ります。8ページをご覧ください。

「総合評価方式に関する評価調書」でございます。

2段目、【落札者決定基準】に記載の黒く塗り潰された項目以外の項目を評価の対象としております。

主な評価項目といたしまして、「企業の施工実績」は、1,000万円以上の土木一式工事の実績、また、「配置予定技術者の保有資格」は、一級土木施工管理技士など、資格のある技術者を配置できれば加点の対象としております。「地域内拠点の有無」、「若手又は女性技術者の配置」などについても評価の対象としております。

これらの技術評価点の満点は、右から2番目の欄に記載のとおり、115.5点としております。

これらを基に、入札参加者から提出のあった技術資料により、価格以外の評価となる技術評価点を算出し、入札金額と技術評価点から評価値を算出して、評価値が最も高かった者を落札者と決定いたしております。

次に、10ページをご覧ください。

「変更契約内容の公表」でございます。

この表の下から4段目、「変更の理由」の欄の「現地精査結果に係る変更」とは、主に足場工や工事用道路の変更でございます。

足場工については、地盤が緩く、足場工の設置が困難な箇所について、高所作業者を使用することに変更し、また、工事用道路において、現地の地盤が緩く、運搬車両が進入できず、安全な通行が確保できなかったため、敷鉄板を追加したものでございます。

これについては、当初、目視で現地確認をした上で積算して、予定価格を設定しておりますが、契約後、施工業者が実際に現場に入り、詳細な現地調査を行った結果と実際の施工方法を勘案しまして、増額変更をいたしております。

次に、11ページ、工事成績評価結果につきまして、評価点は、79.5点となっております。

なお、12ページ以降には、着工前と完成後の写真を掲載してございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

今のご説明につきまして、ご質問のある方いらっしゃいますか。

どうでしょうか。

では、お願いします。

○委員

6ページ目のところに修繕工事の図があるかと思うのですが、今回、この赤い部分の修繕をされたということですか。

○説明者

この部分も含めて修繕しております。主に橋脚・橋台、あと、橋桁のクラックということで、経年変化によりコンクリートが割れてしまいますので、そういったところに充填するような工事を行っております。

○委員

写真もつけていただけていますが、素人なので、施工前、施工完了で、違いはあまり分からないのですが、こういう形でひび割れを補修しているということですかね。

○説明者

はい。今、12ページ、13ページの写真をご覧になってのご質問かと思いますが、確かに見づらい。13ページあたりをご覧いただくと分かりやすいかなと思いますが、チョークで塗っているところがいわゆるクラックと言っているところで、クラックといいましても0.2から0.3ミリメートルのところで、非常に細い線であります。

上の写真でいきますと、こちらは施工前ということで、ここに記載のとおり、0.2ミリ、0.3ミリメートルのひび割れが生じております。ここに充填剤を注入いたしまして、ひび割れを補修するといった工事内容になってございます。

こちらは橋脚のアップ写真でございますが、同様な形で、橋台や橋桁についても行ってございます。

○委員

×××橋の橋脚・橋台は全部このような状態なのですか。

○説明者

はい。こちらは5年に一度、点検を行っております、実はこちらについては、この箇所以外にもやらなければならないところがございますが、今回の工事については、予算の関係もございまして、図面でいきますと、5ページになりますが、1号ランプ橋の全体と、6ページの4号ランプ橋の上の図面で、右にA2と書いてある橋台と、その左側のピアという橋脚の1つまでは今回の工事に含めております。

○委員

本来、予算があれば、全部やりたいけれどもということで、順次、進めているということなのですか。

○説明者

そうですね。本年度のこの工事については、予算の中で実施してございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

○委員

今日ご説明いただく分に選ばれた理由は、一般競争入札ですが、条件というか、こういう業者に来てほしいとなったときに、そもそも応札できる業者の数が少ないのではないかとといったこととお呼びしたということなのですけれども、その辺については、理由とか、いや、そんなことないとか、何かありますでしょうかね。

○説明者

30者以上に対して29者ということで、1者足りない状況です。

今回、入札参加資格、×××管内の3市1村です。×××の3市1村でございます。その管内に限定して設定いたしました。

こちらの理由につきましては、災害発生時における地域の復旧作業等を担う地元の建設業者の健全な育成の観点から、管内の3市1村に絞って要件設定をしたところでございます。

○委員

別の案件ですが、今日の話でも幾つか、技術者がだんだん減ってくるという懸念があって、それはもしかしたら業者が減っていくということかもしれません。そうすると、今のご説明では、今回、管内の業者の数が29でしたが、25になり、23になりという可能性もある。

○説明者

そうですね。可能性としてはあるかと思えます。

○委員

それでもしょうがないということですか。

○説明者

競争性を保つという意味では、30者以上が望ましいかと思えますが、今回、29ですし、20台であれば、競争性は十分に保てるのかなと考えております。

○委員

いや、その面ではそうなのですが、一方で、応札する数が少ないのは困るので、その辺についてはどうお考えですか。

○説明者

今回、3者から技術資料が提出されておりますが、結果的には2者が応札されたということでもあります。工事の内容、あとは時期やタイミングによって、応札件数が少ない場合もございます。確かに2者は決して多くはございませんが、30者を超えている場合であっても、そういったことはあると考えてございます。

○委員

いや、おっしゃるとおりなので、だから30者を下回るのはよくないのではないかという問題意識なのです。結局、応札数が少なくなってしまうわけですね。もともと30者を下回るような範囲でしか応札できなければ、当然、応札してくださる方が減ってくる。なので、その大本の範囲をもっと広げたほうがいいのではないかという問題意識なのですが。

○説明者

先ほど申し上げましたように、災害時とか、いざというときの対応という意味では、地元の業者さんはなくてはならないところでありますので、そういったところも留意しながら。もちろん工事内容に合った形で決めさせていただいているので、全ての工事がそうではございませんが、今回の工事については、地元の業者さんでも十分に対応できる内容でございますので、そういった考え方で実施したところでございます。

○委員

いや、おっしゃるとおりで、工事のクオリティーなどに関しては、リーズナブルな設定をされているのですが、管内ということで地域を絞ると少なくなるのかなという印象を持ちました。この案件はしょうがないということかもしれませんが、もし30者で問題意識を持たれるのであれば、管内というのをちょっと考えたほうがいいのかもありませんね。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかにございますか。

結局、変更計画の問題ですね。当初金額が1,000万円ちょいぐらいのところ400万というのは、占める割合としてはすごく大きくなって、結局、入札をやっている意味があるのかみたいな話もあるわけではないですか。そういうことからすると、当初、見込んでいなかったとおっしゃるところがもうちょっと精緻にできると、こういうこともなくて済むのかなと思ってしまうのですが、このあたりについて、何かご見解とかありますか。

○説明者

ご指摘のとおりでして、今回、結果的に、地盤がぬかるんでいまして足場が立てられず、やむを得ず敷鉄板を敷いたところで、そちらについては季節的な問題もありますが、当初、工事を発注する前に、時間をかけて、調査をじっくりやっていたら、もしかしたら事前に発見することができたのかなという感じはいたします。

○委員

そこは、事前にやればやるほどコストもかかる話だから、それとの兼ね合いだと思うのですね。ただ、何が言いたいかという、入札してやると言っていた金額の大前提が60%ぐらい違ってくるのは、幾ら変更契約で対応するにしても、その規模感というか、大きいのではないかなと思うので、そこはちょっと検討していただいたほうがいいかなと思うところです。

○説明者

42%増になっておりますので、御指摘のとおり、かなり高くなったというところがあります。

○委員

ほかにございますか。

どうぞ。

○委員

ちょっと参考のために聞きたいのですが、橋脚のひび割れはどのように点検されるのですか。0.2ミリのひびですよね。

○説明者

そうです。

○委員

目視ですか。

○説明者

スケールという定規みたいなものがございまして、0.1ミリメートル、0.2ミリメートル、0.3ミリメートルといった目盛りがあるもので合わせながら。

○委員

こう刺して。

○説明者

そうですね。隙間用のスケールによって確認します。

○委員

では、一本一本、人が見ているのですね。

○説明者

そうですね。

○委員

そこは、例えばレーザーを当てるといったことはないのかなと思うのですが。

○説明者

人が主体にやっています。

○説明者

現状においては、そういった方法でやっておりますが、日進月歩、技術が進んでいますので、例えば、今おっしゃったレーザーを使うとか、点検方法はだんだん変えていくべきだと思います。

○委員

細いうちは補修が利くのですが、太くならないとレーザーなどは見つけにくいので、トレードオフがいいかなと思います。

○説明者

そうですね。

○委員

ありがとうございます。

ほかにごありますか。

よろしいですかね。

では、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

#### ⑧土木部・××× 照明灯具設置工事（その2）

○委員

では、続きまして、×××さん、よろしくお願いします。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

審議事案の8番でございます。

初めに、工事箇所についてでございますが、まず、資料4ページの位置図をご覧くださいければと思います。

こちらは×××港区の平面図でございます。

当港区は平成元年より、×××3ふ頭地区に分け、整備を進めており、今回の工事箇所は、×××地区での施工となります。

資料3ページにお戻りください。

こちらは×××地区の平面図でございます。

×××地区では、ふ頭用地での夜間荷下ろし作業のため、全29基の照明塔を設置する計画があり、当該工事は21基目の照明塔となっております。

当該工事は、左下写真にございますとおり、照明塔体上部への灯具設置、照明塔体部への配線、照明制御盤を設置するものでございます。

それでは、「審議事案説明書」についてご説明いたします。

資料1 ページをご覧くださいと思います。

入札方法につきましては、一般競争入札でございます。

工事名は、05県単常機第×××号、照明灯具設置工事（その2）でございます。

工事種別につきましては、電気工事でございます。

工事場所につきましては、×××市×××地内でございます。

工事概要につきましては、先ほど説明させていただきました制御用の照明盤が1面、塔上部への灯具端子盤の設置が1面、各種配線工事及び避雷針と鉄塔内照明等一式を実施するものでございます。

次に、入札参加資格でございます。

1つ目が、入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付がA等級であること。

2つ目が、茨城県内において、国、地方公共団体、特殊法人等の発注した電気設備工事のうち、平成25年4月1日から令和5年3月31日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。

3つ目が、次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できることとして、一級・二級電気工事施工管理技士、又は、第1種・第2種電気工事士の資格を有するなど、電気工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者になり得る者であること。

4つ目が、×××管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとさせていただきます。

続きまして、資料2 ページをご覧くださいと思います。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、当該工事につきましては、照明鉄塔に照明設備、制御機器、配線を設置する工事でございます。工事内容が電気工事でありますことから、×××管内において、電気工事の資格を有するA等級の電気工事業者を入札参加資格と設定し、一般競争入札により実施させていただきました。

応札可能業者数は、21者でございます。

契約金額につきましては、税込み5,791万5,000円でございます。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は、8者ございました。

落札者は、×××

予定価格は、税抜き5,747万円。

最低制限価格は、税抜き5,265万円。

入札金額は、税抜き5,265万円。

落札率は、91.6%でございました。

次に、変更契約についてご説明いたします。資料7ページの「変更契約内容の公表」をご覧くださいと思います。

「変更の理由」に記載しておりますとおり、鉄塔照明盤の納期が遅れる見込みであることから、照明塔の暫定運用を図るため、仮設鉄塔照明盤を変更追加いたしました。

最後に、本工事は令和8年2月28日の契約工期で、現在施工中でございまして、契約工期である今月2月末までに完了見込みでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

今のご説明につきまして、ご質問等ございますか。

どうぞ。

○委員

令和7年3月までの期間ですよ。

○説明者

当初はそうです。当初は7年の3月31日までですが、まだ工事が続いております。

○委員

1年間ぐらい遅れているのです。

○説明者

はい。実際、納期がちょっと遅れております。

○委員

ああ、びっくりした。令和の年を間違えたかなと。

○委員

それが、変更契約にある納期の遅れという話ですよ。

○説明者

はい。

○委員

今回のケースは失格が多いではないですか。それは何か要因がありますか。

○説明者

失格というのは、最低制限価格よりも低いというところにあるのですが、まず、最低制限価格の設定について説明させていただきます。

まず、積算時に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に所定の率を掛けて最低制限基本価格を設定いたします。それが、ここで言いますと、5,287万円でございます。そして、最低制限価格自動計算システムというものを使って、予定価格と最低制限基本価格を入力すると、自動的にランダム係数が設定されまして、最低制限価格が算出されるということでございます。このランダム係数は、0.9950から1.0050という範囲の中で決められるもので、今回、最低制限基本価格が5,287万円、ランダム係数が0.9959という数字で、最低制限価格が5,265万円という設定となっております。

具体的なことになってしまいましたが、失格者が複数いる理由といたしましては、電気工事は、ほかの工事よりも落札率が非常に低い傾向にございまして、少しでも安く受注したいといったところで、競争が非常に激しい工事・業種となっております。各者さんは、先ほど来の最低制限基本価格やランダム係数なども自分で考慮して、ぎりぎりのところで入札をしてみた結果、ぎりぎり失格というところが多々出てきたところでございます。

○委員

攻めた結果ということだと思うのですね。ただ、最近、物の値段が上がっているわけではないですか。工賃がどうというよりも、物を仕入れなくてはいけない。物が上がっている中で、本当に大丈夫かなと思ってしまったりするのですが、そのあたりのご懸念はないですか。

○説明者

製品の質が悪くなるといったことはございません。

○委員

ありがとうございました。

ほかに何かありますか。

○委員

ということは、最初に設定する価格、予定価格が高過ぎるということですか。

○説明者

最低制限価格という。

○委員

予定価格がありますよね。それに対して、品質をある程度担保できるとしても、これより下回らないだろうというところが最低制限価格ということですよ。

○説明者

そうですね。簡単に言えば、そういうことです。

○委員

計算の仕方は、何割とか掛け算をするということですが、多くの応札者の方が最低制限価格をちょっと上回るぐらいで応札されるということは、それで利益が出るとか、それで

設定されている品質が保たれるから応札されているのではないのですかね。

○説明者

そのとおりだと思います。

○委員

そうすると、最初の予定価格がちょっと高過ぎるということではないでしょうか。

○説明者

そうではないです。所定の積算によって。

○委員

いや、間違いというのではなくて、高く設定されている傾向にありませんかということですか。電気工事の性質で言うと、そういうことが起きているということは、そういうことも考えられませんか。個々の工事のことではなくて、計算の仕方とか、今の納期であるとか、いろいろな仕入れの価格とかを反映させると、予定価格がもうちょっと低くても、業者さんには応札してもらえるとということなのかなと思って。応札の数が多いので、一律失格というのではなくて、ぜひ競争していただけるといいのかなと思って申し上げたのです。

○説明者

予定価格は、それをするとき、本来、これだけかかりますよという所定の金額で、それに対して、ぎりぎりのところが、さっき言いました最低制限ということ。先ほど来お話ししていますが、もうけがないわけではないのですけれども、通常の利潤よりも少し低くても取りたいというところで、低いところ、ぎりぎりのところに入れてくるのかなと。

○委員

発注されるほうとしては、そういうのは健全な競争ではないと思われるわけですね。

○説明者

それは一つの競争の在り方というか。

○委員

でも、公共事業で、利益があまりないような発注をするのはよくないではないですか。予定価格がそれ相応にあるということはそういうことですか。違うのですか。

○説明者

予定価格は、諸経費なども込みで決まっています。

○委員

そうですね。だから、それは、健全な業界の育成といったことを狙った価格であると。ただ、品質を担保するためには、最低制限価格の目安が必要だと。でも、多くの応札者の方が最低制限価格で来られるということは、そもそも予定価格が実勢を反映していないの

ではないですかね。

○説明者

そういうところがあるかもしれないですね。

○委員

そうそう。この工事の案件だけではなくてね。

○事務局

最低制限価格の話題になりましたので、最低制限価格の設定などをやっている監理課からちょっと補足させていただきます。

○委員

違います。予定価格のことを言っているのです。

○事務局

予定価格につきましては、先ほど×××からあったとおり、積算の中で、資材の単価など、資材の調査を別で決めたりして、全体的な資材の平均の価格を調べております。予定価格自体については、実際の取引の価格などを調査したものなので、高過ぎるということはないかと思っているというのがまず1点。

あと、最低制限価格ぎりぎりで見られているケースということで、それでも利益が出るのではないかという指摘につきましては、今の最低制限価格の設定のラインは、全国で全体的な統計調査をしながら出しているものなのですが、直接工事費、現場管理費、共通仮設費にそれぞれの率を掛けて、これ以上下回るものについては、下請さんなどに何かしらしわ寄せが出るだろうという、限界値ということで示されているものがございます。なので、実際、利益が取れているかというよりは、元請さんだけでなく、下請さんなどにしわ寄せが行かないようにということで設定されているラインなので、ここを下回っているということは、どこかにしわ寄せの懸念が出てしまうということで、過当なダンピング競争に至らないようにということで設定させていただいている次第でございます。

すみません。ちょっと補足させていただきました。

○委員

いや、そのコンセプトは分かるのですが、では、繰り返しですけれども、今、応札される方が一様に最低制限価格に来ているというのはどのようにご覧になっているのですか。

○事務局

照明塔の工事や港湾工事だけでなく、全県的に見ても、ぎりぎりの競争をしているというのは、おっしゃるとおり、見受けられる傾向がございます。そこも踏まえた上で、仕事がないとやっていけないとか、どっちかの面があると思うのですが、一般的に、仕事を取らないとという過当競争が起きやすい分野になってしまっている傾向があると見ています。なので、限界を攻める入札が多くなってしまっているのではないかなど。

○委員

これまでいろいろ説明していただいた土木工事とは打って変わって違うから、どういうことなのでしょうかとお伺いしたということです。

一方で、応札者がなくて、全然してくれなくて、しかも最低制限価格よりもちょっと上のほうでやっているということで、その設定のコンセプトはもちろんそうなのですが、例えば、この電気工事だけ、なぜそうなるのかというのはちょっと疑問ですということです。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかにご質問とかございますか。

では、×××委員。

○委員

契約変更の話ですが、鉄塔照明盤の納期が遅れるので、仮設鉄塔照明盤を追加すると。16日間延長ということは、16日間遅らせてしまってもよかったのではないかと思いますのですが、今回の工事は新設ですよ。

○説明者

新設になります。

○委員

二百何万を入れて16日間というわけではないのですか。

○説明者

16日間延びて、その後もまた延ばしております。要は、鉄塔照明盤に係る半導体関連製品の納期が当初想定よりも遅れたということで、そもそも令和7年の3月に、そのふ頭用地の供用を開始しなくてはならないと。

○委員。

ああ、そういう事情があったのですか。

○説明者

ええ。そういうところがありまして、電気をつけなくてはならないという。

○委員

では、仮設でも何でも入れて、電気を行かせないといけないと。

○説明者

そういうことになります。

○委員

分かりました。

○説明者

本来の照明盤は、ふ頭全体の照明塔を管理するのですが、最終的には、電気室で一括し

て遠隔管理できるような設備が欲しかったところなのですが、UPSなど、半導体の納入ができなかったことによって、今回、仮の照明盤を追加という形でつけさせていただきました。その仮のものは、遠隔ではできなくて、現地に行って、スイッチを入れないとできないというものでしたが、何でかんでこれをつけなくてはならないということで追加しまして、変更させていただきました。

○委員

そうすると、工事は今もまだ終わっていないのですか。

○説明者

はい。

○委員

ということは、結局、納品が大分延びたということですか。

○説明者

はい。

○委員

多分1年近く工期が延びるのでしょうか。

○説明者

結果的には、2年近くまで延びて、納期が遅くなっているところです。

○委員

ああ、そうですか。

○説明者

原因は、世界的な話になるのですが、生成AIなどの開発競争もありまして、なかなかその部品が納入されないという事情がありまして、このような結果になったのですが。

○委員

では、仮設での運用をずっと続けていく状態なのですね。

○説明者

そうでございます。

○委員

分かりました。

○委員

よろしいですか。

○委員

どうぞ。

○委員

29の鉄塔をというお話でしたが、ここの番号順に、今、21まで進んでいるということな

のですか。3ページのところですが。

○説明者

全部で29のところ、現在、図面で言いますと、23番まで設置しているところです。今言ったNo19と21と23は、納期の関係で、今、同じように進んでいる工事でございます、そのほか、図面で言いますと、右に6基ございますが、この工事はまだ進めておりません。今後やっていくもので、含めて、全部で29基と。

○委員

そこはこれから入札をして、これからまた。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

ほかに特にございませんか。

ありがとうございました。

では、以上になります。ありがとうございます。

#### ⑨農林水産部・××× 1号ポンプ設備工事

○委員

では、続きまして、農林水産部からお願いしたいと思います。

○説明者

×××でございます。どうぞよろしく願いいたします。着座にてご説明いたします。

まず、審議事案の説明に入る前に、現在実施しております事業の概要をご説明いたします。

3ページの位置図をご覧ください。

この工事は、県営かんがい排水事業の×××排水機場地区の一環として行っております。

×××排水機場地区は、×××市に位置している排水機場で、×××市の農地208ヘクタールを含む362ヘクタールの流域の排水を、洪水時、ポンプによって小貝川へ排水するという大変重要な役割を担っております。

この機場は、昭和59年度に県営事業で完成し、地元の土地改良区が所有・管理しまして、現在まで供用しておりますが、老朽化により能力が低下していることから、本事業で施設の更新を行うものでございます。

事業としまして、令和3年度から実施しております、ポンプ本体の更新工事は令和5年度までに完了しております。

今回の審議事案は、令和6年度発注のポンプ付帯設備工事になります。

次に、工事の概要をご説明いたします。

4ページの図面をご覧ください。

平面図の赤色で示す箇所が、排水ポンプの補機配管設備の更新をする箇所になります。ポンプの運転機能に必要な冷却水や空気を供給するための配管の更新を行うものです。

次に、5ページの図面をご覧ください。

平面図に赤色で示す箇所が更新します電気設備になります。排水ポンプに電気を供給するための電気設備盤と変圧器の更新を行うものです。

次に、10ページの写真をご覧ください。

左側の写真がポンプの補機配管設備になりまして、右側の写真が電気設備の写真になります。

上段の写真が工事着手前、下段の写真が完成後の状況となります。

続きまして、1ページに戻りまして、「審議事案説明書」に基づきご説明いたします。

入札方式は、一般競争入札方式の総合評価方式になります。

工事名は、県営かんがい排水事業、×××排水機場地区。

工事番号は、×××、ポンプ付帯設備工事になります。

工事種別は、機械器具設置工事で、工事場所は、×××市×××となります。

工事概要は、先ほど図面と写真でご説明させていただきましたとおり、ポンプの補機配管設備と電気設備の更新になります。

11ページに当初契約に係る起工概要書、詳細な工事数量は、12ページから15ページまでの「積算内訳表」のとおりとなります。

入札参加資格につきましては、1ページと2ページに記載しているとおり、主に5点ございます。

1点目は、令和5・6年度の茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された機械器具設置工事業種の者であること。

2点目は、日本国内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種工事を元請として施工したもののうち、過去15年以内に竣工した実績があること。

3点目としまして、同種工事とは、高圧受変電設備を含む用排水ポンプ設備工事としております。

4点目として、日本国内において、過去15年以内に同種工事を元請の主任技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者を本工事の主任技術者に配置できること。

5点目として、建設業法に基づく主たる営業所又は営業所の所在地は問わないが、茨城県内又は近隣都県において、ポンプ設備の保守管理等の体制が整備された会社組織がある

こと。かつ、過去15年以内に茨城県内でポンプ設備の維持管理の実績があり、工事完了又は引渡し後に施設管理者等からの維持管理等の要請に速やかに対応できることとしております。

詳細は、16ページから30ページまでの「入札公告」のとおりとなります。

31ページと32ページは、総合評価の「評価点の算定方法」になります。

評価内容につきましては、2人の学識経験者から意見聴取の上、決定しております。

2ページをご覧ください。

入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、排水ポンプの高圧受変電設備を含む付帯設備の更新です。ポンプ設備につきまして、一定水準の技術力が必要なことから、変電設備を含む用排水ポンプ設備工事を施工実績として求めました。

また、土地改良区管理の県営造成施設の設備を更新することもあり、施工後のポンプ設備の維持管理を踏まえ、県内又は近隣都県において、保守管理等の体制の整備及び県内における維持管理を実績として求めました。

なお、これらの要件を満たす応札可能業者数は、18者ございました。

入札の経緯及び結果について申し上げます。

令和6年7月31日に入札公告を行った結果、1者のみ入札参加確認申請があり、参加資格の確認に加え、総合評価の価格以外の評価点の審査を行いました。

予定価格は、税抜き1億5,206万円。

調査基準価格は、税抜き1億3,760万円となります。

令和6年8月30日に開札を行ったところ、入札参加1者が予定価格と調査基準価格の範囲内であることを確認しました。応札可能業者に県外本店業者が含まれる場合のため、1者応札を有効とした結果、×××を落札者に決定しております。

落札率は、95%、契約金額は、税抜き1億4,440万円となります。

入札の経緯に関しましては、6ページに「入札書取書」、7ページに「総合評価方式に関する評価調書」、8ページに「契約内容の公表」を添付してございます。

本事案では変更契約を行っておらず、令和7年3月25日の竣工検査をもって工事完了となっております。

以上で、審議案件の説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問のある方いらっしゃいますか。

では、×××委員。

○委員

この工事が終わった後というか、ポンプの日常的な保守管理や維持管理はどこかに頼んでいるのですか。

○説明者

まず、この工事が終わって、不具合があるかどうかというところかと思うのですが、実際に管理は地元の土地改良区さんが行うわけですが、何か不具合があった際に、メーカーさんに来ていただいて対応していただくという形で、維持管理において、契約は特段されていないような形とお聞きしています。

○委員

分かりました。

○委員

ほかにございますか。

今回、1者応札ということなのですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○説明者

今回の機械器具設置工事において、1者のみの応札があったことにつきまして、ちょっと推察するに、近年、どの業界におきましても人手不足という中で、建設業界におきましても技術者不足が進んでいるといった状況であるかと思えます。

そのような中、今回の工事は機械器具設置工事ということなのですが、例えば土木一式工事などでは、配置予定技術者になり得る方は、資格といたしまして、建設業法で施工管理技士の資格が位置づけられておりまして、経験年数がない場合でも予定監理技術者になり得るわけですが、一方、今回の機械器具設置工事におきましては、特定した試験等がございまして、資格等がなくて、実際のところ、同じような機械器具設置工事の経験を一定期間積んだ方を配置予定技術者として求めているといったところがございます。配置予定技術者の数がより厳しくなっている状況があるということが1つございます。

そのような中、機械器具設置工事はこの工事だけではなくて、それ以外にも、入札公告等を行って、各メーカーさんが、どの工事に配置予定者を配置しようかということについていろいろ検討されている中で、なかなかそういった技術者の数がそろわないというところで、結果として1者になってしまったのかなと推察しているところでございます。

○委員

これは今日始まってからずっと問題になっていることの一つでもあるのですが、そういうことだとすると、逆に、この条件で経験者を設置することを要件にすると、ますます新規参入というところがなくなり、そうすると、できる担い手が育たず、入札・応札するところもなくなるという悪循環にしかならないように思うのですが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

○説明者

今回の機械器具設置工事の求めているところが、高圧で受けているようなポンプのところなものですから、その取扱いがちょっと特殊なところがございまして、高圧での実績と  
いった面では、ハードルがちょっと高くなっているとは思いますが。

○委員

その問題は、発注者側だけでどうこうしろという話ではないと思うのだけれども、ただ、何年か、この流れを見ていて、どんどん減っていくというところで、何か対策を打っていかないと、いずれ誰も受けてくれないという状況になってしまっても困ってしまうかなと思っていて、そのあたりを含めて、指導なども含めてお考えいただければいいかなと思っているということです。すみません。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

○委員

その経験を有する者はそうですね、営業所や本店の範囲は結構広く取っているように見えるのですが、それでも18者しか可能性がないというくらい少ないような状況なのですかね。

○説明者

農業水利施設は、下水道などちょっと違ったポンプというところもございまして、県内でその実績を求めますと、うちの農林水産部のガイドラインだと、最低13者と定めているのですが、そこもクリアできなくて、13者以上確保するという観点で、地域要件として茨城県から関東近辺の部分に広げていったところ、18者を確保できたので、入札を行ったという経緯がございます。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

ほかにご質問ありますか。

大丈夫ですか。

では、以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。

#### ⑩警察本部・××× ×××警察署建築工事

○委員

お待たせしました。では、最後に、警察本部からお願いしたいと思います。

○説明者

×××と申します。よろしくお願ひいたします。

では、着座にてご説明をさせていただきます。

まずは、×××警察署建築工事についてのご説明となります。

まず、×××警察署建設整備事業の概要につきましてご説明いたします。

現在の×××警察署につきましては、昭和41年に建設されまして、築59年経過しております。当然のことながら老朽化が進んでおりまして、そのほかにも、県民の利便性の向上及び警察活動の拠点としての機能向上を図るために、移転建て替えにより整備するものでございます。

当初は、令和4年度に基本設計、令和5年度に実施設計及び用地購入を実施しまして、令和6年度から令和8年度までの3か年で建設工事を実施し、令和8年度中に供用開始する予定でしたが、入札不調によりまして、工期が令和9年3月までとなったことから、令和9年度の早期の供用開始を目指して進めているところでございます。

それでは、「審議事案説明書」に沿ってご説明いたします。

まず、入札方式ですが、1,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札による入札を実施しております。

さらに、請負代金が5億円以上の工事につきましては、特定建設工事共同企業体を対象としました一般競争入札、事前審査方式ですが、こちらで入札を実施しております。

工事名につきましては、×××警察署建設工事【建築工事】であり、建築工事のほか、電気工事、機械設備工事など、工事分野別に工事契約をしております。

工事場所につきましては、現在の×××警察署から北西に1キロほど、茨城県×××市×××地内で、×××駅東部地区整備事業145街区1画地となります。

工事概要ですが、×××警察署移転建て替え工事で、庁舎棟を建築する工事となります。鉄筋コンクリート3階建て、敷地面積につきましては、約1万5,000平米、庁舎建築面積が2028.52平米、延べ床面が5223.23平米となります。

続きまして、入札参加資格については、それぞれに記載がありますほか、指名停止中ではないこと、暴力団等に関与していないこと、社会保険等の加入などを参加資格要件としております。

代表構成員の要件といたしましては、建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がS等級であること。

同種工事又は類似工事の施工実績を有すること。

茨城県内に主たる営業所（本店）があること。

一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有するなど、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できることを要件として設定しております。

代表構成員以外の構成員につきましては、建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付がS又はA等級であること。

茨城県内に主たる営業所（本店）があること。

一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有するなど、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者を配置できることを要件として設定しております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、茨城県警察本部建設工事請負業者選定基準に基づき、信用度、工事实績、地理的条件、技術者の状況等を考慮し、要件を設定しております。

これらの要件を設定した当該工事の応札可能業者数は、代表者66者、代表者以外164者でした。

契約金額につきましては、税込み25億6,630万円となります。

次に、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

入札参加資格確認申請者数は1者で、入札参加資格確認の結果、参加資格を有しておりました。

申請のありました1者の入札であり、説明書のとおり、×××が落札しております。

予定価格は、税抜き23億3,800万円に対して、落札額は、税抜き23億3,300万円でした。

調査基準価格は、21億5,000万円であり、落札率は、99.78%となります。

また、本工事は、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価についての運用に係る特例措置についての対象工事であり、落札者である×××特定建設工事共同企業体へ特例措置請求の有無を確認した結果、変更請求書を受領し、協議した上で、令和7年10月24日に変更契約をしております。

特例措置の対象としては、令和7年3月1日以降に契約を行う工事及び委託業務のうち、旧労務単価及び技術者単価を適用して予定価格を設定しているものとしており、労働技術者への適切な賃金水準を確保することを趣旨とした措置となります。

変更後の契約金額は、1,320万円増の25億7,950万円です。

×××からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

何かご質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○委員

ご説明で、1回、不調に終わったということですが、その後、発注の形態を変えられたのですか。あと、どういうところを変えられたのですか。

○説明者

実勢単価等を調査しまして、そちらを積算し直し、あとは、一部、擁壁等の取りやめ等工事内容の見直しなどを行いまして、その上で、もう一度、再公告をしたような形になり

ます。

○委員

予定価格が上がったということと、擁壁をやめられた。

○説明者

はい。擁壁、あと、駐輪場などを取りやめてみたりして、一応警察活動に影響がない範囲で見直しという形で工事内容等を見直して、さらには、予算的などところで、増額補正等いろいろかけた上で進めていくという流れです。

○委員

予定価格を上げるということはよく理解できるのですが、駐輪場や擁壁をやめるというのは、それで応札が増えそう。

○説明者

もちろん圧縮をした上でということです。事業自体の中身を圧縮した上で、予定価格を上げるべきところは上げてという形で対応したということです。

○委員

ああ、そういうことですか。分かりました。

○委員

どうぞ。

○委員

ここは昭和41年築というお話でしたが、県内にまだ古い警察署があるかなと思うのですが、これが一番古いところなのですか。

○説明者

一番古いのは×××警察署で、もう一年、60年を経過しております。

○委員

見た目では、ちょっと変わって、きれいになっている感じがするのですが、建て替えはされていないわけですか。

○説明者

×××警察署につきましては、長寿命化改修を行いまして、×××警察署の場合は、駐車場なども狭隘が進んでおりましたので、建て替えを選択したという形になります。

○委員

直近では、たしか×××署も移転して、新しく建てて。

○説明者

×××警察署の後に予定しております。

○委員

まだ入札とかは。

○説明者

これからです。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

どうぞ。

○委員

警察署の建設というところで、保安面からも結構重要だと思うのですが、暴力団排除の条件などもつけていると思うのですが、建築する上で、どこまで排除するような形になっているのかということと、契約の中で、例えば構造などの守秘義務的なものは要件として入っているのですか。

○説明者

暴力団排除につきましては、当然のことながら、相手からの申請を受け付けて、審査した上でという形になります。

○委員

下請も含めてですか。

○説明者

元請のところから受け取ってという形になります。ただ、そこら辺については、当然のことながら、警察施設ですので、こちらもかなり神経を使うところです。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

どうぞ。

○委員

今、ご時世柄、民間の事業のほうがうまみがあって、なかなか公共事業のほうに目が向かないというのは確かだと思うのです。その中で、先ほどの話の中で、特例で労務単価を契約した後に協議してという話で、特例というのは期限が決まっているわけではなくて、その特例はずっと運用されるという感じなのですか。

○説明者

労務単価については、毎年3月に国交省での見直しなどが行われていますので、その辺の反映もありますし、あとは、スライド条項というのですか、建築単価等が増加したものについては対応しますよといったところも契約に盛り込んでいますので、そういった対応が今後発生する可能性はあるかなと考えております。

○委員

年に1回だと、多分、実際には全然対応できていないのですが、その辺のスライドはある程度柔軟にできることになっていませんか。

○説明者

そこは対応していこうと考えています。

○委員

分かりました。

○委員

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。お疲れさまです。

では、審議事項は以上ということになると思いますので、事務局にお返しします。よろしくお願ひします。

(以下、進行など省略)